

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

契約局建設工事課長

建設工事における配置技術者の「恒常的な雇用関係の取扱い」に関する
入札手続き時の取り扱いについて

標記につきましては、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 専任の監理技術者（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者）についての取り扱い
 - ・専任の監理技術者（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者）は居るが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために配置できない場合に、3ヶ月未満の雇用関係の専任の監理技術者であっても差し支えないこととする。
- 2 事後審査資料として提出を求める書類
 - ・ 理由書（別添様式）
 - ・ 本来配置予定の配置技術者調書（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者）
 - ※3ヶ月以上の雇用関係を確認する書類（健康保険被保険者証等）を添付すること。
 - ・ 実際に配置する配置技術者調書（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月未満である者）
 - ※直接の雇用関係を確認する書類（健康保険被保険者証等）を添付すること。

担当：総務部契約局総務委託物品課
企画・システムグループ(5375)
総務部契約局建設工事課
建築入札グループ(5386)
土木入札グループ(5358)